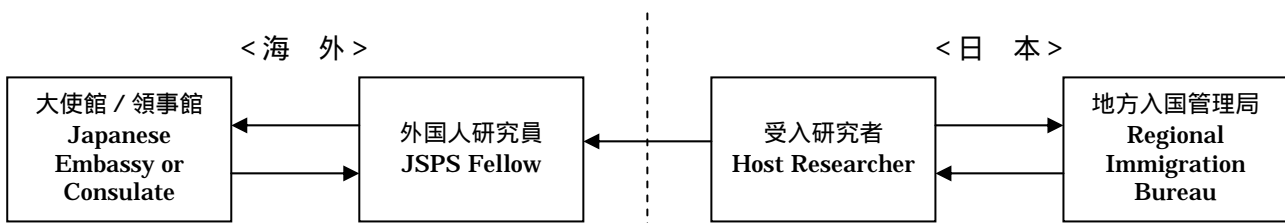


在留資格認定証明書
Certificate of Eligibility

研究員が在留資格認定証明書をもって現地の日本大使館／領事館に査証(VISA)の発給申請をすれば、在留資格への該当性及び上陸許可基準の適合性についての審査はすでに終了しているとみなされ、短期間のうちに査証(VISA)が発給されます。ただし、在留資格認定証明書は査証(VISA)の自動的な発給を保証するものではありません。

If you submit a Certificate of Eligibility when applying for your visa, the Embassy or Consulate will be able to process your visa in a shorter period of time. This is because it certifies in advance that an investigation has been made which shows you meet the criteria for the subject visa status and for landing permission. However, the Certificate does not necessarily mean that you will automatically be issued a visa.



在留資格認定証明書の申請 (Application for the Certificate of Eligibility)

申請については、受入研究者が下記の書類を用意し、地方入国管理局に提出してください。

- 1) 在留資格認定証明書交付申請書： **必要な様式を入国管理局にご確認ください。**
提出する様式例 様式その1, その2 B (商用・就職) 及びその3 B (商用・就職)
例 様式その1 及びその2 G (その他)
* 「在日身元保証人」は一般的に受入研究者となります。

- 2) 外国人特別研究員の写真 (3 cm × 4 cm) : **2枚**
- 3) 振興会発行の英文採用通知 (写)
- 4) 振興会発行の経費負担証明書
- 5) 申請時に振興会に提出した申請書の様式2 「候補者調書」 (写) 又は研究員の履歴書
- 6) 日本学術振興会法 (抜粋)
- 7) 本手引

交付されるまでに1~3ヶ月かかります。 査証(VISA)申請前に交付を受けることができるように、余裕をもって申請してください。なお、手数料はかかりません。

在留資格認定証明書の交付 (Issue of the Certificate)

外国人特別研究員に送付 (Delivery of the Certificate)

査証(VISA)の申請 (Application for the VISA)

査証(VISA)の発給 (Issue of the VISA)

在留資格認定証明書に関する詳細については、最寄りの入国管理局にお問い合わせを確認してください。